

認可保育所・地域型保育所・認定こども園

平成27年度 保育所等入所第2次募集・随時募集

問い合わせ先

子育て支援課 子ども保育班（西合志庁舎）
☎（248）1159

現在、保育所などの入所希望者の第2次募集を行なっています。4～10月の入所希望者は、この受付期間内にお申し込みください。

また、11月以降の入所希望者は、7月上旬から始まる随時募集でお申し込みください。

●入所要件

日中、次のいずれかの理由で両親が子どもを保育することができないこと。

- ① 家庭外労働・家庭内労働、就学
- ② 病気やけがによる療養
- ③ 病人の看護など
- ④ 母親の出産など
- ⑤ 家屋の災害復旧のためなど
- ⑥ 求職活動
- ⑦ その他

※詳しくは、子育て支援課（西合志庁舎）、市民課総合窓口（合志庁舎）、須屋支所、泉ヶ丘支所で配布している手引きをご覧ください。

●随時募集に関する注意

- ・毎月8日に入所審査を行ないます。
- ・保留になった場合は、翌月以降も継続して審査を行ないます。

●申込用紙配付場所・申込先

子育て支援課（西合志庁舎）のみ

●申込用紙配布・受付期間

入所希望月	受付期間
4～10月	2月20日（金）まで

※受付期間終了後に入所が必要になった場合などは、随時募集でお申し込みください。

随時募集

入所希望月	受付期間
4～10月	2月23日（月）～ 9月7日（月）
11月	7月 8日（水）～10月7日（水）
12月	8月10日（月）～11月6日（金）
平成28年 1月	9月 8日（火）～12月7日（月）
2月	10月 8日（木）～12月7日（月）
3月	11月 9日（月）～12月7日（月）

あなたも登録しませんか 登録調査員募集

問い合わせ先 企画課 企画広報班（合志庁舎）
☎（248）1813



国が実施する統計調査に従事する統計調査員の登録（登録調査員）を随時募集しています。

統計調査員の仕事

- ① 事務打ち合わせ会（説明会）への出席、調査内容の理解
 - ② 担当調査区の範囲と調査対象の確認
 - ③ 調査票記入依頼・調査票の配付（記入方法の説明）
 - ④ 記入された調査票の回収
 - ⑤ 集めた調査票の審査・整理
 - ⑥ 調査票など調査関係書類の提出
- ※調査員には報酬が支払われます。

登録要件

- ・市内での調査活動が可能な、原則満20歳以上65歳以下の健康な人
- ・責任を持って調査事務を遂行できる人
- ・調査で知り得た秘密を守れる人
- ・警察、税務、興信所などの業務に従事しておらず、選挙に直接関係のない人

登録方法

統計調査員登録申請書に必要な事項を記入し、押印のうえ企画課へ提出してください。申請書は市ホームページまたは企画課にあります。調査員として登録されると、各種統計調査（年数回）の際に、優先して調査業務の依頼を行ないます。

※任期はありません。既に登録している人は、再度申請する必要はありません。

平成27年度実施予定の主な統計調査

統計調査名	調査期日
労働力調査	毎月末日
平成27年国勢調査	10月1日

※各統計調査について、詳しくは総務省統計局のホームページをご覧ください。
<http://www.stat.go.jp/index.htm>

みんなですめる まちづくり 自治基本条例



20歳になったら国民年金に加入しましょう

問い合わせ先

健康づくり推進課 国民年金班（西合志庁舎）
☎（248）1183
熊本西年金事務所 ☎（353）0142

日本に住む20歳から60歳未満の全ての人は「国民年金に加入し、保険料を納めること」が法律で義務付けられています。

国民年金は、老後やいざというときの生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。若いときに公的年金に加入し、保険料を納め続けることで年金を受け取ることが出来ます。加入の届出や保険料の納付を忘れると年金を受給できないこともありますので、20歳になったら必ず加入しましょう。

●国民年金がお得な理由

●老後を支える終身保障です

老後の生活保障として、年金の給付が生徒にわたって保障されます。

●万が一も保障されています

老後の老齢基礎年金のほか、病気やけがで障がいが残ったときには障害基礎年金、一家の働き手が亡くなったときには残された家族に遺族基礎年金があり、あなたや家族を守ってくれます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

●学生納付特例制度

本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校・各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

●若年者納付猶予制度

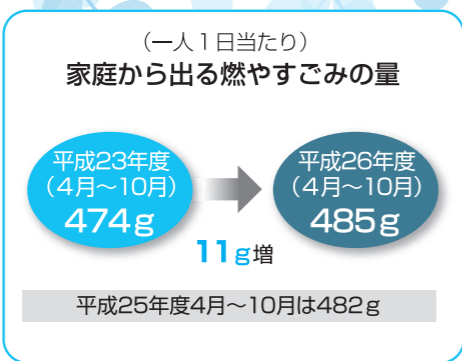
学生でない30歳未満の人で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

環境通信

問い合わせ先 環境衛生課（合志庁舎）
☎（248）1202

燃やすごみの量を減らしましょう

家庭から出るごみの約85%は燃やすごみです。燃やすごみを減らし、ごみの収集・処理費用を減らしましょう。



※ごみ排出量は、東部清掃工場に収集車で搬入されるごみと直接搬入されるごみの量です。可燃性粗大ごみは含みません。

●燃やすごみ減量のポイント

生ごみ重量の約80%は水分だと言われています。水切りをしっかりと行ない、減量に努めましょう。

また、燃やすごみに紙類や布類などの資源物が多く含まれていることがあります。資源物は分別し、自治会・子ども会・老人会などの回収団体に出すとごみの排出量が減ります。

使用済みインクカートリッジの回収箱を設置しています

年賀状の作成などで不要なインクカートリッジが多くなる時期です。市では、使用済みインクカートリッジを再利用するために市内4箇所回収箱を設置しています。

●回収箱設置箇所

- ・合志庁舎 1階ロビー
- ・西合志庁舎 1階ロビー
- ・泉ヶ丘支所 1階ロビー
- ・須屋支所
- 対象メーカー
- ・キヤノン ・ブラザー
- ・エプソン ・デル
- ・ヒューレットパッカー
- ・レックスマーク

この回収箱が目印です



①業務用インクカートリッジ、トナーは対象外です。回収箱には入れないでください。